

別紙 4

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
301	預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業	特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事案に係る照会の優先処理を行う。	全部	事務ガイドライン(当時)の改正により、預金取扱金融機関が営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図る。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成15年6月30日実施(措置済)	金融庁
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する区域内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大し、要件を緩和する。	一部	国立大学、大学共同利用機関等の法人化に伴い、国有財産法、財政法等の適用対象から外れた機関の試験研究施設の使用料及び使用要件は、各法人の判断により決定できる。	国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)	平成16年4月1日施行(措置済)	文部科学省
	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	国の各研究機関の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)するとともに、条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)を行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	研究交流促進法(昭和61年法律第57号)を改正することで対応予定	平成17年度中に措置	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する区域内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の敷地を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大し、要件を緩和する。	一部	国立大学、大学共同利用機関等の法人化に伴い、国有財産法、財政法等の適用対象から外れた機関の試験研究施設の使用料及び使用要件は、各法人の判断により決定できる。	国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)	平成16年4月1日施行 (措置済)	文部科学省
	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	国の各研究機関の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)するとともに、条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)を行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	研究交流促進法(昭和61年法律第57号)を改正することで対応予定	平成17年度中に措置	文部科学省
1209	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業	都道府県等が、その設定する特区の全部又は相当部分が住居専用地域、風致地区等の地域であって、屋外広告物条例に違反した屋外広告物の表示の状況等に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、広告旗等についても簡易除却の対象とする。	全部	特段の地域要件を設けることなく、屋外広告物条例に違反した広告旗等について簡易除却の対象とする。	屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の一部改正を含む「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成16年法律第111号)により対応予定	平成16年12月施行予定	国土交通省